



平成20年10月23日
内閣府（防災担当）

**中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」（第14回、最終回）
議事概要について**

1. 専門調査会の概要

日 時：平成20年10月21日（火）13:30～16:00

場 所：全国都市会館 3階 「第2会議室」

出席者：中林座長、石川、井上、今井、大石、小澤、国崎、小園、小林、谷原、
平野、藤村、宮下、谷中、山崎、吉田、渡邊の各委員、
佐藤防災担当大臣、大森政策統括官、田口審議官、中島参事官、田尻参事
官、大庭参事官、青木参事官、池内参事官 他

2. 議事概要

事務局より、「首都直下地震避難対策等専門調査会報告（案）」及び「帰宅行動シミュレーション結果に基づくトイレ需給等に関する試算」等について説明がなされ、これらについて議論した。最後に、本専門調査会報告について、とりまとめを中林座長に一任し、後日公表することが了承された。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底については、首都圏では人口の流入の激しいことを踏まえて、全国に向けて情報発信していくことも必要ではないか。
- 震災後に人々が殺到する小中学校等においては、自主防災組織が果たす役割は大きいと思うが、地元の自主防災組織と外部からのボランティアでは視点や対応内容が異なると考えられるので、区別して検討する必要がある。
- 「むやみに移動を開始しない」というメッセージに関しては、その解除についても検討が必要ではないか。
- 情報提供について多くの箇所に記載されているが、それぞれの実施者が単体で情報提供するだけでなく、全体として、情報を集約し、共有し、提供していく仕組みについても検討していく必要があるのではないか。
- 「帰宅困難者等対策協議会（仮称）」という表現については、帰宅困難者に限った問題

を扱う印象を受けるが、乗客の救護等の概念も含んだ、より一般的な表現とすべきではないか。

○企業、学校等における生徒等の一時収容対策の促進等については、幼稚園児を含めた表記とすべきではないか。

○膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対応が、行政だけでは限界があるということを明らかにしたことは大きなアウトプットである。自分の身は自分で守らなければならない、という意識を国民に持ってもらうような情報の発信が重要。

○今後取り組むべき対策については、国や地方公共団体だけでなく、民間の企業などでも取り組んでもらうことが重要。

○事業者が担うべき対策も多いと認識している。百貨店業界においては帰宅困難者対応のガイドラインを策定しているが、各省庁が所管の業界団体に取り組を働きかけていくことも重要。

○企業が動いていくためには、国、地方公共団体からの一言が重要である。また、地方公共団体も、国から方針を出してもらうと企業に対して働きかけがしやすくなる。

○応急仮設住宅の建設用地については、都心において種地となる土地が減っている。学校の統廃合の跡地等の土地を防災のためのスペースとして確保する施策を考えておくべきではないか。

○応急修理制度はあまり国民に知られていないので、制度の周知が必要。

○「むやみに移動を開始しない」と言っても、例えば子供を持つ母親などを優先して帰宅させるといった方針を出すことも必要なのではないか。

○どのような人がいつ移動すべきかについて一律の方針を出すべきではない。判断材料となる情報を提供することによって、各人に判断してもらえばよいのではないか。

○過去の災害時に、誤情報や流言飛語などによって混乱が生じたこともあるが、こうした問題への対策も重要。

○本専門調査会報告の名称には「帰宅困難者」という言葉が入っていないが、帰宅困難者に対する検討を行っていることがホームページ上でわかるような工夫をして欲しい。

<本件問い合わせ先>

内閣府 地震・火山対策担当参事官

池内 幸司

同企画官

安田 吾郎

同参事官補佐

高石 将也

TEL : 03-3501-5693 (直通) FAX : 03-3501-5199